

## 令和5年度・令和6年度 大阪市ホームページへのバナー広告掲載業務委託 仕様書

### 1 広告バナー掲載媒体の概要

- (1) 名 称 大阪市ホームページ（日本語ページ）  
(URL→ <https://www.city.osaka.lg.jp/>)
- (2) 掲載場所 ア) トップページ  
イ) サブトップページ  
「くらし」「イベント・観光」「産業・ビジネス」「市政」の各ページ  
ウ) 上記以外に指定する別表記載の各ページ（以下、「指定ページ」という）
- (3) ページビュー数 トップページ 約211,000件/月  
サブトップページ「くらし」 約29,000件/月  
サブトップページ「イベント・観光」 約10,000件/月  
サブトップページ「産業・ビジネス」 約27,000件/月  
サブトップページ「市政」 約41,000件/月  
(いずれも令和4年6月～令和5年5月実績平均、百位を四捨五入)  
※上記ページビュー数は参考であり、ページビュー数を保証するものではない

### 2 バナーの規格

トップページは令和6年度中にデザイン改修を行う予定であり、デザイン改修後はトップページの規格のみ2(2)のとおりとする。

#### (1) デザイン改修前

- ア サイズ : トップ・サブトップページ【横318ピクセル、縦159ピクセル】  
指定ページ【横120ピクセル、縦60ピクセル】
- イ 容 量 : 100KB以内
- ウ ファイル形式 : JPEG、PNG、gif（画像が切り替わるものはトップ・サブトップページ不可）
- エ 設置位置・枠数 : トップ・サブトップページは最下部に3枠を5秒おきに切換表示（最大12枠）  
指定ページは、ページの最下部に最大12枠  
※レスポンシブウェブデザイン(ブラウザの表示サイズに合わせて、表示が切り替わるデザイン)のため、1行当たりの表示数は閲覧する環境により異なる。  
※広告位置までスクロールを必要とする場合がある。
- オ その他 : ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 の各達成基準を満たすこと。

## (2) デザイン改修後

ア サイズ : トップページ【横300ピクセル、縦150ピクセル】

イ 容量 : 100KB以内

ウ ファイル形式 : JPEG、PNG、gif (画像が切り替わるものは不可)

エ 設置位置・枠数 : パソコン表示【フッタ上部に3枠を表示 (最大12枠)、3秒おきに1枠ずつ  
切換】

スマホ表示【フッタ上部に1枠を表示 (最大12枠)、3秒おきに切換】

※レスポンスウェブデザイン (ブラウザの表示サイズに合わせて、表示が切り替わるデザイン) のため、1行当たりの表示数は閲覧する環境により異なる。

※広告位置までスクロールを必要とする場合がある。

オ その他 : ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 の各達成基準を満たすこと。

## 3 業務内容

大阪市が指定する各ページに掲載するバナー広告について、広告掲載者の募集及び申込受付、広告内容の審査、掲出データの提出、掲載料の徴収及び本市への納入、ならびにこれらに付随する一切の業務。

## 4 バナー広告に関する業務について

### (1) バナーを掲載できる期間

- 1 令和6年(2024年)1月4日(木)から1月31日(水)まで
- 2 令和6年(2024年)2月1日(木)から2月29日(木)まで
- 3 令和6年(2024年)3月1日(金)から3月31日(日)まで
- 4 令和6年(2024年)4月1日(月)から5月1日(水)まで
- 5 令和6年(2024年)5月2日(木)から6月2日(日)まで
- 6 令和6年(2024年)6月3日(月)から7月2日(火)まで
- 7 令和6年(2024年)7月3日(水)から8月1日(木)まで
- 8 令和6年(2024年)8月2日(金)から9月1日(日)まで
- 9 令和6年(2024年)9月2日(月)から10月1日(火)まで
- 10 令和6年(2024年)10月2日(水)から10月31日(木)まで
- 11 令和6年(2024年)11月1日(金)から11月28日(木)まで
- 12 令和6年(2024年)11月29日(金)から12月27日(金)まで

(注1) 広告の掲載更新時期については原則として4(1)の1から12の各始まりの日の午前10時から午後0時の間とする。ただし、作業状況により若干前後することがある。また、12の掲載終了時間は12月27日午後5時とする。

(注2) メンテナンス等によりホームページを閉鎖する間も掲載期間に含まれるものとする。

(注3) 災害などにより、簡易版ホームページに切り替えを行う必要が生じた場合については、広告の掲載は行われない。

(注4) 各掲載期間においては、原則として広告の掲載内容の変更を行うことはできないものとするが、掲載期間中にやむを得ない事由が生じた場合は、政策企画室と協議のうえ、変更を申請することができる。

(2) 掲載する広告については、バナーのみならず、リンク先ホームページの内容についても、「大阪市広告掲載要綱」及び「政策企画室広告掲載要領」に適合していることの審査を行うこと。なお、「大阪市広告掲載要綱」及び「政策企画室広告掲載要領」は契約期間中に改定する場合がある。

(3) 枠数を超える申込みがあった場合には、「政策企画室広告掲載要領」第6条に規定する取扱いに留意すること。

(4) 同一ページに同一の広告主による同内容の広告を複数掲出することはできない。

(5) 受注者は、自らの広告を掲載することができるものとする。

(6) 掲載の申込みは、「政策企画室広告掲載要領」第9条で規定する広告掲載申込書（第1号様式）にバナーイメージを貼付のうえ、掲載始期の前々月の25日までに政策企画室まで提出すること。ただし、4（1）の1に掲載するものについては、掲載始期の前々月の20日までに提出すること。政策企画室は「政策企画室広告掲載要領」第10条で規定する広告掲載決定通知書（第2号様式）により可否を通知するものとする。なお、審査上必要と認められるときは追加の資料を求めることがある。

(7) バナーファイルの提出はメールへの添付を原則とするが、CD-ROM等の記憶媒体による提出も可能とする。

(8) ホームページへの掲載は政策企画室が行う。

(9) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、すみやかに政策企画室担当者と協議のうえ、その指示に従うこと。

## 5 「指定ページ」のバナー広告について

(1) 受注者は、「指定ページ」のバナー広告についても、募集、申込受付等の業務を一元的に行うものとする。なお、広告の掲出1件につき指定ページごとに本市が定める掲載料のうち8割を本市が収入するものとする。

## 6 契約料等の支払について

### (1) トップページ及びサブトップページにかかる契約料

大阪市ホームページのトップページ及びサブトップページ（「くらし」「イベント・観光」「産業・ビジネス」「市政」の各ページ）にかかる広告料については、次表のとおり期日までに納付書により納入する

ものとする。

回数	支払期日	金額
1回目	令和6年(2024年)1月末日	落札金額に4分の1を乗じ1円未満を切捨てた額
2回目	令和6年(2024年)3月末日	落札金額に4分の1を乗じ1円未満を切捨てた額
3回目	令和6年(2024年)6月末日	落札金額に4分の1を乗じ1円未満を切捨てた額
4回目	令和6年(2024年)9月末日	落札金額から上記の合計額を控除した額

(2) 「指定ページ」にかかる広告料

「指定ページ」にかかる広告料（広告の掲出1件につき指定ページごとに本市が定める掲載料のうち8割）については、毎月、掲載月の前月の20日までに、納付書により納入するものとする。

7 その他

大阪市ホームページのトップページ、サブトップページ、及び「指定ページ」については、いずれも、大阪市の方針により変更することがある。

(別表)

指定ページ名	月平均 ページビュー数	掲載料金
① 「くらし」のページ		
ア 「戸籍・住民票・印鑑登録など」	4,500 件	2,000 円
イ 「行政オンラインサービス」	1,300 件	2,000 円
ライフイベント		
ウ 「妊娠 出産」	2,100 件	2,000 円
エ 「子育て」	6,700 件	3,000 円
オ 「教育」	2,100 件	2,000 円
カ 「結婚 離婚」	1,000 件	2,000 円
キ 「引越・住まい」	3,700 件	2,000 円
ク 「就職 退職」	1,000 件	2,000 円
ケ 「高齢者の方へ」	2,900 件	2,000 円
コ 「ご不幸」	700 件	2,000 円
各種メニュー		
サ 「ごみ・環境保全」	1,800 件	2,000 円
シ 「税」	900 件	2,000 円
ス 「交通」	100 件	2,000 円
② 「産業・ビジネス」のページ		
セ 「入札契約情報」	7,500 件	4,000 円
ソ 「公売・私有財産の売却貸付・使用許可」	800 件	2,000 円
タ 「クルーズ客船入港情報」	1,300 件	2,000 円
③ 「市政」のページ		
チ 「職員等採用」	24,300 件	7,000 円

- ・ ページビュー実績は、令和4年6月～令和5年5月の月平均（十位を四捨五入）。
- ・ ページビュー実績は参考であり、毎月のページビュー数を保証するものではない。
- ・ 掲載料には、消費税等を含む。
- ・ 別表の記載に関わらず、広告掲載するページ等を一部変更する場合がある。